

令和 7 年度「大阪 I R（統合型リゾート）説明会」（第 1 回） アンケートによる質問について

●受付件数 20 件

	質問	回答
1	南海トラフ地震、水道管等、老朽インフラの問題、オンラインギャンブル（競馬等公営ギャンブルふくむ）問題、教育、福祉、医療現場の人手不足と機能不全、社会基盤を担う技術者の不足、あらゆる業界の人手不足など解決すべき問題が山積する中、限られた血税、限られた人材をどこに注入すべきか、考えるのが行政の責任ではないか。	人口減少や超高齢化が進み、需要・労働力の減少などが懸念される中において、大阪の更なる成長のためには、今後の市場拡大など将来性が見込まれる成長産業への注力が必要と考えています。 この点、世界的にも著しい成長分野であるインバウンドは大きな可能性を有しており、裾野が広い観光産業は日本における基幹産業へと成長するポテンシャルを有するとして、国においては、観光は成長戦略の柱であるという認識のもと、訪日外国人旅行者数を 2030 年に 6,000 万人とする目標を掲げ、観光立国の実現をめざしているところです。 大阪・関西は大きな人口・経済規模を有し、国宝や重要文化財などの豊富な観光資源が集積しており、大阪においては、旅行者数が全国を上回る伸び率で増加し、旅行消費額も大きく増加するなど、観光産業には大きなニーズと将来性があります。 大阪府・市は、I R整備法に基づき、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、I Rを実現することで、成長産業たる観光分野の基幹産業化を図るとともに、大阪経済の更なる成長を実現し、もって国全体の観光及び経済振興をめざしています。

2	I Rは絶対反対、即刻中止せよ。	I Rは、ホテル、M I C E 施設、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲での I R 立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 I Rは、カジノの収益を I Rの各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、I Rへの来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されます。 さらに、納付金や入場料を活用し、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興や地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていくこととしています。 大阪 I Rについては、I R整備法等で定められたスキームに基づき、説明会の他、法定の公聴会やパブリックコメントを経たうえで、大阪府・市の両議会で議決され、令和4年4月に国へ区域整備計画の認定申請を行い、令和5年4月に国から認定を受けたものです。今後も引き続き、大阪・関西の持続的な成長のエンジンとなる I Rの実現に向けて、公民連携して着実に取組みを進めていきます。
3	大阪・関西万博とのシナジーはないのか。	大阪 I Rでは、大阪・関西万博のレガシーを継承し、大阪・関西の新たな技術の実証・実装や世界への発信に取り組み、I R区域外の既存施設と連携した新たなM I C E イベントやコンテンツの創出等により、国際競争力のある地元産業の振興に貢献することとしています。

4	「結びの庭」ゾーンには、商業店舗等とありますが ① 今後テナントの募集予定はありますか？ある場合は、おおよその時期をご教示ください。 ② 出店希望者向けに、今後の情報提供を受け取れる連絡窓口はありますか。 ③ 事業者向けの説明会や相談会の予定があれば教えてください。	大阪 I R では、地元企業から、調達額の概ね 3 分の 2 程度、年間約 2,600 億円もの積極的な調達を想定するとともに、継続的な調達を通じて、地元企業と持続的な取引関係や取引のためのプラットフォームを構築し、その発展に寄与することをめざすこととしています。 I R は裾野の広い産業であり、宿泊施設からエンターテインメント施設まで多様な施設を併設することから、調達等の取引を行う事業者は多岐にわたります。様々な技術や特色、強みを持ち、大阪の経済を支えている中小規模の事業者とも取引を行っていきけるよう、地域の金融機関との連携を通じて幅広い情報発信や支援を提供するなど、I R 事業を核として、地域経済に裾野広く波及効果がもたらされる仕組みを構築していくこととしています。 なお、具体的な内容については、I R 事業者において検討されるものです。
5	I R → カジノ → ギャンブル依存症増加という短絡的な思考に陥っている人ばかり。一度、カジノをリセットした場合の収支計画は全くなりたたないのか。教えてほしい。	I R 整備法では、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して、I R 区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することとされています。 大阪 I R では、カジノ事業の収益等を活用し、カジノ施設以外の中核施設やコンテンツ更新、開発への再投資等により、長期的・継続的に I R 事業内容の向上と I R 区域の魅力向上に取り組んでいきます。
6	人口減で人不足（労働力不足）がすすむと思われるが、I R カジノのような労働集約型産業は既存産業の人手不足に拍車をかけるのではないか。（経済的にはマイナスになる）	I R 事業者においては、女性、シニア、障がい者等を含む多様な人材を受け入れ、活躍できる労働環境や人事制度を構築し、柔軟な働き方支援、子育て支援等、継続的な職業訓練等や働きやすい労働環境整備を通じて、就労層の拡大や就業率の向上をめざし、質の高い雇用機会を提供することとしています。

7	「モナコ」のカジノは、自国民は入場不可で、「観光客」のみ「とばく」と聞きました。理由は何故なのですか？	日本におけるカジノ施設への入場については、ＩＲ整備法において、日本人等に対する入場料の賦課、本人及び家族等の申告に基づく利用制限措置などの対策のほか、日本人等に対する一律の入場回数制限や、マイナンバーカードによる厳格な入場管理を実施することとされています。 大阪ＩＲにおいては、ＩＲ事業者がこういった世界最高水準のカジノ規制を遵守したうえで、生体認証による、より厳格な入場管理を徹底するほか、社内に専門部署を設置した上で、顧客への啓発・従業員教育を含む包括的プログラムを導入し、ＩＲ区域内における 24 時間・365 日利用可能な相談体制の構築、訓練されたスタッフによる視認と ICT 技術を活用した問題あるギャンブル行動の早期発見、本人申告による賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にするプログラムの導入などに取り組むこととされています。
8	「経済波及効果」の追求によって、依存症に苦しむ人が増えてもいいのか。行政はどちらの味方をするのですか。依存症をふやしても経済発展をめざすのか。	国などの資料によると、2010 年に、2 つの大規模な ＩＲが設置されたシンガポールでは、カジノの導入をきっかけに、国を挙げて依存症対策に取り組んだことで、カジノの設置前後で、ギャンブル等依存が疑われる者の割合が減っているという実績があります。
9	ギャンブル依存症のことや治安の悪化、ＩＲで起こりうる問題についてこれだけの人、お金をかけてするだけの価値のあるものなのでしょうか？	また外国人旅行者数が増加しているものの、開業前後において、人口 10 万人当たりの犯罪認知率に大きな変化は見られず、また、犯罪類型に着目しても、体感治安の悪化につながるような、殺人、強姦、強盗、住居侵入、窃盗などの犯罪について、大きな変化は見られません。 大阪府・市としては、ギャンブル等依存症対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組みを区域整備計画に取りまとめました。また、区域認定後は、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の調査を毎年行い、調査結果を一つの指標としながら、既存のギャンブル等に起因するものも含めて、依存症対策に正面から取り組み、その数値の低減をめざして、万全の対策を講じていくとともに、犯罪の発生対策についても、夢洲内に警察署等の警察施設を設置し、大阪府警察の警察職員を増員することにより、警察力の強化を図った上で、ＩＲ事業者や関係機関等との緊密な連携協力のもと、治安・地域風俗環境対策に取り組んでいきます。

10	なしくずし的に実施されている、公営ギャンブルのオンライン化と競合するためには、オンラインギャンブルの合法化が必然となってくるという矛盾に対してどう考えるのか？	オンラインカジノについては、国等において適正に対応されるものと認識しており、令和 7 年 2 月 17 日の記者会見及び、令和 7 年 2 月 20 日の衆議院予算委員会で、林芳正官房長官によって、「オンラインカジノについては、海外で適法に運営されていても、日本国内から利用し賭博をするのは犯罪である」と明言されているとともに、今後の対策については「警察の取り締まりを徹底し、関係省庁が連携して違法性が広く周知されるよう広報啓発活動を推進したい」と発言されています。 また、違法なオンラインカジノの規制強化を定めた改正ギャンブル等依存症対策基本法が、令和 7 年 6 月 18 日に成立したところです。
11	日本人カジノ入場者は、I R 来訪者国内 1,400 万人中 1,067 万人を想定していると思われるが、そのうち有病率を想定しないのは、ギャンブル等依存症対策が架空のものになるのではないか。	日本においては、公営競技及びパチンコなどのギャンブル等が既に存在しており、カジノの設置を原因とする個々の事象を正確に把握し、ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合（いわゆる「有病率」）を明示することは困難なものと考えています。
12	夢洲への警備強化はされるようだが、近隣地域（コスモスクエア、大阪港など）への警備強化もしていただけるのか。（夢洲は観光地だが、近隣は生活圏なので）	大阪 I R の区域整備計画では、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、夢洲内に I R 区域やその周辺地域等を管轄する警察署等の警察施設を設置するとともに、大阪府警察の警察職員を増員することとしています。 具体的な警察力の強化としては、大阪府内の繁華街等においても国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、I R 開業に向けて段階的に、警察職員を増員した上で、夢洲内の警察署等を含む大阪府警察の施設に適正配置することとしています。

13	参加者の方は青少年が不安にと言っていました、I Rについて不安に思っている子は、いるのでしょうか。	I Rの設置に向けては、青少年の健全な育成に取り組むことが重要であることから、I R事業者が実施する対策や大阪府・市、大阪府警察等が実施する対策について、区域整備計画に取りまとめました。 具体的には、I R事業者において、20 歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や勧誘の禁止等の措置を徹底するとともに、青少年が犯罪に巻き込まれやすい状況等の把握に努め、I R区域内の巡回ポイントに反映するほか、大阪府警察、大阪府・市等と連携し、I R区域周辺のパトロール等を実施することとしています。 また、大阪府・市としては、夢洲内に警察署等の警察施設を設置するとともに、大阪府警察の警察職員を増員することにより、警察力の強化を図ったうえで、I R区域や周辺商業施設等における夜間巡回、補導活動など青少年を保護するための対策を推進していきます。 今後、大阪府・市、I R事業者及び関係機関において、緊密に連携・協力のうえ、青少年の健全育成に万全を尽くしつつ、I Rの開業に向けて取組みを進めていきます。
14	「防犯」はもちろんですが、「防災」特に「液状化」は、どうなりますか？	液状化対策については、I Rは国際観光拠点の核となる大規模集客施設であり、高い安全性の確保を重視・前提とした対策を講じる必要があることから、地盤調査分析の結果に基づき、専門家の助言を受けながら対策の検討を進め、液状化が発生しても建物に被害が生じない対策として、セメント系固化工法により建物直下の約 21ha、改良層厚概ね3 から5 mを改良することとしております。
15	市民・府民のカジノに対する反対は最終的に押しきるのか。開催当日、現場で府・市民による暴動に対しては、拘束などするのか。	I R整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請にあたっては、住民の代表である議会の議決を経ること等が定められており、大阪府・市は、区域整備計画について、公聴会やパブリックコメント等を経た上で、大阪府・市の両議会で議決され、令和4年4月に国へ区域整備計画の認定申請を行い、令和5年4月に認定を受け、2030 年秋頃の開業に向け、取組みを進めています。 I R開業に向けて、今後も引き続き、府民・市民の理解が深まるよう、大阪 I Rの意義や効果等について丁寧な説明を行っていきます。

16	「ヤジ」はよくないと思います。しかし、「府市」の説明が納得するだけのものになっていない。これでも進められるのであれば、府民・市民としてどう対応すればよいのでしょうか。	I Rの実現に向け、府民・市民の理解を深めていくことが重要であることから、府民全体を対象とした説明会や地元企業を対象としたビジネスセミナー、経済団体や大学への出前講座を実施するとともに、公募型プロポーザル方式により選定した事業者の専門的なノウハウも取り入れ、様々な広報ツールを活用し、効果的な情報発信に努めているところです。 府民・市民の皆様には、様々なご意見があることは認識しており、今後も引き続き、ギャンブル等依存症対策をはじめとする懸念事項対策を着実に進めるとともに、大阪 I Rの意義や効果等について情報発信を行いながら、府民・市民の理解が深まるよう取り組んでいきます。
17	昨年 6 月実施の説明会の資料と本日の資料が全く同じ(資料 1・2)なのに資料(3・4)はなぜ用意されなかったのでしょうか？資料 3 の七条件がクリアできたのでしょうか。条件の対応がどうなっているのか昨年とどうか変わったのか知らされるべきです。資料 4 の内容もかわっていると思われるのですが、伝えるべきでは？	区域認定に際し付された条件等については、開業に向けての計画のブラッシュアップ、今後の継続的な取組みの実施、さらには開業以降の取組みにおいて、それぞれ内容や I R 事業の進捗段階に応じ適切に対応していくことが重要であると考えており、I R 事業者と公民連携し取り組んでいきます。 なお、令和 6 年 6 月の説明会の資料 3 でお示ししていた 7 条件への対応等については、国が毎年度、区域整備計画の実施状況評価を行うこととされており、この実施状況評価等において確認されていくものです。 また、資料 4 については、I R 関連協定等の内容ですが、令和 5 年 9 月の締結以降、変更はありません。
18	夢洲 1 区（グリーンテラスゾーン）が令和 15 年に期間満了になるようですが、そのまま更新となるのでしょうか。別の施設に転換する計画はあるのでしょうか。	夢洲 1 区では、現在、大規模太陽光発電（メガソーラー）事業が実施されており、事業期間は令和 15 年 9 月までとなっておりますが、事業期間終了後の計画は未定と大阪市環境局から聞いております。
19	裁判もいくつもされています。そのことについても説明が必要ではありませんか。	I R に関しては、複数の住民訴訟が提起されていますが、現在係属中であるため、説明は控えさせていただきます。
20	司会者の人への疑問。怒号が何回かありました。その度に大声出さないと必死になっておられましたが、怒号が出てあたり前、少なくともまじめに税金を払っている者であれば大きな声を出したくなるはずですか。この場合は株主総会ではないことをわかっておられますか？	説明会の運営においては、限られた時間内で、できるだけ多くの方のご発言をお受けできるよう、円滑な進行を確保していく必要があることから、司会者からの指名を受けていない方のご発言やヤジなど、進行上、支障となる行為や他の参加者の迷惑となる行為は控えていただくよう、参加者の皆様には事前に周知させていただいているところです。そうした行為が見受けられた場合には、司会者からご注意させていただくこととしています。